

広報みやづ（令和6年8月号～令和7年3月号）制作・発行業務委託に係るプロポーザル募集要項

1 趣旨目的

宮津市が発行する「広報みやづ」（以下「広報誌」という。）に関し、市民が必要とする行政情報を的確に、分かりやすく提供するとともに、市民が読みたくなる広報誌を効率的に制作するため、制作業者のプロポーザルを行うもの。

2 業務の概要

- (1) 業務名 広報みやづ（令和6年8月号～令和7年3月号）制作・発行業務
- (2) 履行期間 令和6年7月1日（予定）から令和7年3月31日まで
（令和6年8月号～令和7年3月号）
- (3) 業務内容 広報誌の編集、校正、印刷およびこれらに係る付帯業務
（詳細は別紙2「業務仕様書」のとおり）
- (4) 提案金額 上限 6,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 応募資格

次に掲げる要件のいずれも満たす者。

- (1) 本件公募に係る事務に従事する職員でない者
- (2) 本件公募に係る契約を締結する能力を有する者
- (3) 破産手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者
- (5) 個人事業主である場合はその者、法人その他の団体である場合はその役員が宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号から4号に掲げる者でない者
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (7) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、個人情報を適切に保護・管理できる体制を確保できる者
- (8) 法人又はその代表者（個人にあつては当該個人）が次に掲げる税を滞納していない者
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市税

4 日程（令和6年）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 公募の開始 | 4月15日（月） |
| (2) 質問事項の締切 | 4月19日（金）正午 |
| (3) 参加表明書の提出期限 | 4月30日（火） |
| (4) 提案書類等の提出日 | 5月10日（金） |
| (5) 審査日（プレゼンテーション） | <u>5月下旬（別途通知）</u> |

5 提出書類(様式は全て市ホームページからダウンロード)

(1)～(9)を全て(正本1部・副本1部 ※副本はダブルクリップ止め)提出すること。

- (1) 参加表明書(様式1)
- (2) 主要業務実績、同種・類似業務実績(様式2)
- (3) 協力事業者(様式3) ※再委託を行う場合のみ
- (4) 実施体制(様式4)
- (5) 企画提案書(様式5)
- (6) 企画提案作品 (別紙1「企画提案作品について」参照)
- (7) 令和6年8月号の業務スケジュール(様式なし)
- (8) 参考見積書(様式なし)
- (9) 商業登記及び税金の未納がない等を証明する書類(事業者が法人の場合は、証明書様式その3の3「法人税と消費税及地方消費税」)

※(5)及び(6)は正本1部・副本6部(※副本はダブルクリップ止め)を提出すること

6 提出書類の提出期限及び提出先

(1) 提出期間

令和6年4月15日(月)から令和6年4月30日(火)まで(土日及び祝休日を除く。)

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出方法

持参または郵送。郵送の場合は4月30日(火)必着とします。

※申込みは、1申込者につき1案に限ります。提出書類の確認等を行う必要がありますので、提出の際は、事前に連絡してください。

(3) 提出場所・連絡先

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345 番地の1

宮津市 企画財政部 移住定住・魅力発信課 魅力発信係(本館3階)

電話: 0772-45-1609

(4) 提出書類の取扱い

ア 無償使用

本市は、必要な場合には、提出書類を許可なく無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しないものとします。

イ 提出書類の変更等の禁止

提出書類については、本市が特に必要と認めた場合以外は、変更、差替え及び再提出を認めないこととします。

(5) 費用の負担

申込みに関する費用は、全て申込者の負担とします。

7 提出書類に関する注意事項

提出書類の内容については以下の点に注意してください。

- (1) 様式が指定されているものは様式（1～5）を使用して作成してください。
- (2) 用紙の大きさはA4判縦またはA3判横（片袖折り）としてください。
- (3) 企画提案書に関し、SDGsやカーボンニュートラルに寄与するものがあれば、それを盛り込んだことが分かるようにしてください。
- (4) 参考見積書は、業務期間における総額を明示するとともに、見積根拠を示した内訳書を添付してください。

8 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和6年4月19日（金）正午
- (2) 提出方法 質問書（様式有）により電子メールで下記メールアドレス宛に提出してください。
E-mail: info@city.miyazu.kyoto.jp
- (3) 回答方法 令和6年4月24日（水）に市ホームページで回答
※個別での回答は致しません。

9 選定について

公募型プロポーザル方式により審査委員会による審査を行い、優先受託候補者を選定します。

(1) 審査の方法

企画提案書提出後、審査会において、提出された応募書類及びプレゼンテーションにより審査を行い、下記基準に基づき総合的に評価します。

〈審査項目〉（詳細は別紙3参照）

- | | |
|-------------|-------|
| ア 企画力・デザイン力 | (60点) |
| イ 実施体制 | (20点) |
| ウ 費用 | (15点) |
| エ 業務実績 | (5点) |

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

- ①実施日 令和6年5月下旬予定 ※日時及び会場は別途通知
- ②プレゼンテーションにおける説明は15分程度とし、その後10分程度で質疑応答を行います。
- ③プレゼンテーションの内容は、提出のあった応募書類に基づくものとし、資料の追加は認めません。
- ④プレゼンテーションの実施者は補助者を含めて3名以内とし、本業務に関わる担当者が行なってください。

(3) 優先受託候補者の選定方法

最高得点を得た提案者を受託候補者とし、次に得点が高い提案者を次点とします。ただし、最高得点が、審査会で定める基準点に満たない場合はこの限りではありません。

最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定します。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の優先受託候補者として選定します。

(4) 審査結果の通知

提案者への審査結果は書面により通知します。

(5) 選定結果の公表

選定結果は市ホームページで公表します。

10 失格

提案者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 上記3の応募資格の要件を欠いた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 提案に当たり著しい信義に反する行為などにより、審査会が失格であると認めた場合
- (5) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (6) 見積額が上記2(4)に掲げる上限額を超過した場合

11 プロポーザルの中止等

市は、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。

12 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、全て提案者の負担とします。
- (2) 提出書類の修正または変更、返却には応じません。
- (3) 提出書類は、日本語を用い、通貨は日本円とします。
- (4) 提出書類は、提案者に無断で本プロポーザルに関する以外には使用しません。
- (5) 事務処理に必要な範囲で提出書類の複製を作成することがあります。
- (6) 提出書類については、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、宮津市情報公開条例（平成12年12月26日宮津市条例第56号）の規定により提出書類の情報を公開する場合があります。

13 問い合わせ先

宮津市 企画財政部 移住定住・魅力発信課 魅力発信係

電話：0772-45-1609

FAX：0772-25-1691

E-mail：info@city.miyazu.kyoto.jp